

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成28年4月1日（金） 8：26～8：39

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣）
岩城光英 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
馳浩 国務大臣（文部科学大臣）
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
森山裕 国務大臣（農林水産大臣）
林幹雄 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
丸川珠代 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
中谷元 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
高木毅 国務大臣（復興大臣）
河野太郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
島尻安伊子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石原伸晃 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
遠藤利明 国務大臣
欠席：安倍晋三 内閣総理大臣
陪席者：世耕弘成 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官
欠席：萩生田光一 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 10件
- 国会提出案件 12件
- 公布（条約） 1件
- 政令 4件
- 人事 2件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、世耕副長官から御説明申し上げます。

○世耕内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「中心市街地活性化基本方針」及び「総合特別区域基本方針」の一部変更について、御決定をお願いいたします。「中心市街地活性化基本方針」は、まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図る旨等を明記するなど、所要の変更を行うものであり、「総合特別区域基本方針」は、目標時期の到来した総合特区計画について、新たな認定基準を追加するなど、制度の見直し等に伴う所要の変更を行うものであります。

次に、「宇宙基本計画」について、御決定をお願いいたします。本件は、内閣官房・内閣府見直し法の施行に伴い、従来、宇宙開発戦略本部で決定することとされていた同基本計画を閣議で決定するものであります。

次に、「犯罪被害者等基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、加藤大臣及び国家公安委員会委員長から御発言があります。

次に、「復興特別区域基本方針の一部改定」について、御決定をお願いいたします。本件は、平成28年度税制改正により、復興推進計画に係る税制特例について延長等がなされることに伴う変更を行うものであります。

次に、「在日米軍駐留経費負担特別協定」の締結について、御決定をお願いいたします。本協定は、今国会で承認を得たものであります。あわせて、本協定を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、「特定船舶の入港禁止措置」について、御決定をお願いいたします。本件は、国連安保理の決定等に基づき、措置の対象とされた船舶の入港を禁止するものであります。

次に、「平成28年度予算執行に関する手続等」について、御決定をお願いいたします。本件は、先月29日に成立した「平成28年度予算」の執行に関し、会計法に基づき、必要な事項を定めるものであります。

次に、「南アフリカ共和国」及び「東ティモール国」駐日特命全権大使の接受に裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、6日、信任状捧呈の予定であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「スロバキア国」及び「バチカン国」駐日特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、質問主意書に対する答弁書12件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「警察庁組織令の一部を改正する政令」及び「総務省組織令の一部を改正する政令」は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の施行に伴い、同法の

施行に関する事務を同庁警備局警備企画課及び同省大臣官房総務課の所掌事務にそれぞれ追加するものであります。

次に、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部改正法の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」は、年金機能強化法の一部の施行に伴い、読替えに係る規定等の整備を行うものであります。

次に、「建設業法施行令の一部を改正する政令」は、技術者の効率的な配置を図るため、特定建設業の許可を必要とする1件の建設工事の下請代金の額等を引き上げるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、在アメリカ合衆国日本国大使館在勤特命全権公使泉裕泰を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、岡村俊作外206名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、加藤大臣。

○加藤国務大臣：内閣府が担ってきた犯罪被害者等基本計画の推進に関する事務は、本日から国家公安委員会に移管されましたが、新たな基本計画の案を取りまとめた大臣として、犯罪被害者等基本計画の変更について、御説明申し上げます。

犯罪被害者等基本計画は、犯罪被害者等基本法に基づき定めるもので、現行の第2次基本計画の期間が平成27年度末までであることから、新たな基本計画として、第3次犯罪被害者等基本計画を定めるものであります。

本計画では、新たな方向性として、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への適切な支援や、犯罪被害者等の生活全般にわたる中長期的支援等を盛り込んでおります。犯罪被害者等施策につきましては、移管後も、政府を挙げて取り組むべき重要政策であることに変更はないことから、関係閣僚におきましては、引き続き、各種施策の着実な推進をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、国家公安委員会委員長。

○河野国務大臣：内閣府から業務移管を受けた国家公安委員会として、引き続き関係府省の緊密な連携の下、犯罪被害者等施策が更に強力で推進されるよう努めてまいります。

これまで10年間、2次にわたり推進されてきた基本計画は、本日から5か年を計画期間とする第3次基本計画へと引き継がれます。

閣僚各位におかれましては、この計画に盛り込まれている犯罪被害者等からの広範囲かつ多岐にわたる要望・意見を真しに受け止め、各府省等において、各種施策に着実に取り組んでいただきますよう、一層の御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

総務大臣から御発言がございます。

○高市国務大臣：本日から施行されました、改正行政不服審査法について申し上げます。

行政不服審査法は、行政の処分全般に広く適用され、違法・不当な行政を正していくことで国民の権利利益を救済するための法律です。今回、手続の公正性を向上させるため、処分に関与しない職員が審理手続を行う審理員制度や行政不服審査会などの第三者機関への諮問手続が新たに設けられました。また、国民の使いやすさの観点から、不服申立期間が60日から3か月に延長されました。

新たな制度の円滑かつ実効性ある運用には、処分や審理手続を担う各府省の協力が不可欠であり、各大臣の格別の御配慮をよろしくお願いいたします。

また本日、統計委員会、情報公開・個人情報保護審査会、官民競争入札等監理の事務が内閣府から総務省に移管されました。これらの事務が引き続き円滑に実施されるよう、併せて、各大臣の格別の御配慮をよろしくお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成28年
4月1日〕（金）

◎一般案件

- 資料あり ○ 1. 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更
- 資料あり ○ 1. 総合特別区域基本方針の一部変更について（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ 宇宙基本計画について（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○ 犯罪被害者等基本計画の変更について（決定）（同上）
- 〃 ○ 復興特別区域基本方針の一部改定について（決定）（復興庁）
- 〃 ○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の承認について（決定）（外務省）
- 〃 ○ 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について（決定）（外務・国土交通省）
- 資料なし ○ 平成28年度予算執行に関する手続等について（決定）（財務省）
- 資料なし ☆ 南アフリカ共和国特命全権大使ベリル・ローズ・シスル外1名の接受について（決定）（外務省）
- 〃 ☆ スロバキア国駐劄特命全権大使新美潤外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使江川明夫外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（同上）

◎国会提出案件

- 資料あり ○ 1. 衆議院議員鈴木貴子（無）提出内閣法制局長官による核兵器使用に係る発言に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）

1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出日本国憲法第90条と特定秘密の保護に関する法律第10条第1項の文言上の齟齬に関する再質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出特定秘密の保護に関する法律第10条第1項の解釈に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出横畠内閣法制局長官の答弁と核兵器の不拡散に関する条約との整合性に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 衆議院議員奥野総一郎（民進）提出遺伝子組み換え食品の表示に関する質問に対する答弁書について（決定）
（消費者庁）
1. 衆議院議員大西健介（民進）提出消費者庁の地方移転に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出放送法第4条第1項第2号の放送の政治的公平に関する質問に対する答弁書について（決定）
（総務省）
1. 参議院議員石橋通宏（民進）提出難民認定状況に関する質問に対する答弁書について（決定）
（法務省）
1. 参議院議員有田芳生（民進）提出日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する再質問に対する答弁書について（決定）
（外務省）
1. 衆議院議員逢坂誠二（民進）提出核燃料サイクルによる発電コストの試算に関する質問に対する答弁書について（決定）（経済産業省）

1. 衆議院議員仲里利信（無）提出鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する質問に対する答弁書について
（決定）（国土交通省）
1. 衆議院議員照屋寛徳（社民）提出辺野古代執行訴訟の和解にともなう工事中止等に関する質問に対する答弁書について（決定）
（防衛省）

◎公布（条約）

資料
なし

- ☆日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（決定）（外務省）

◎政 令

資料
あり

- 警察庁組織令の一部を改正する政令（決定）
（警察庁）
- 〃 ○総務省組織令の一部を改正する政令（決定）
（総務省）
- 〃 ○健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働省）
- 〃 ○建設業法施行令の一部を改正する政令（決定）
（国土交通省）

◎人 事

資料
あり

- 特命全権公使泉 裕泰を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ☆元日本国有鉄道職員岡村俊作外206名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]